

集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の発展促進のための輸入関税優遇政策に関する通知

調査部アジア調査チーム研究員
劉家敏
03-3591-1384
jjamin.liu@mizuho-ir.co.jp

【要点】

- 中国財政部・関税総署・税務総局は、2021年3月29日に「集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の発展促進のための輸入関税優遇政策に関する通知」（中国語名「关于支持集成电路产业和软件产业发展进口税收政策的通知」、以下「通知」）を発表した。
- 2020年8月発表の「新たな時期における集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展の促進に関する若干の政策」では、条件を満たしたICメーカー、IC設計・ソフトウェア開発に携わる重点企業に対する輸入関税の免除や重大プロジェクトの設備輸入に対する付加価値税分割納付制度の導入が盛り込まれた。それに関する詳細な内容が発表されたのが、この「通知」である。
- 「通知」では、輸入関税の免除は、①製造プロセスが65nm(ナノメートル)以下の論理回路・メモリメーカー及び製造プロセスが0.25 μ m(マイクロメートル)以下の特殊技術を持つICメーカーが国内で生産できない、あるいは、性能が満足できる国産品がないことを条件とし、自社生産・研究開発用原材料・消耗品・浄化室専用建築材料・サポートシステム・国産(輸入)生産設備の部品を輸入する場合、②製造プロセスが0.5 μ m以下の化合物半導体メーカー及び先進パッケージ・テストに携わる企業が上述の同条件で、自社生産用原材料・消耗品を輸入する場合、③IC産業の重要な原材料・部品を生産する企業が上述の同条件で、自社生産用原材料・消耗品を輸入する場合、④フォトレジスト・フォトマスク及び8インチ以上のシリコンウェーハを生産する企業が上述の同条件で、浄化室専用建築材料・サポートシステム・国産(輸入)生産設備の部品を輸入する場合、⑤国家奨励のIC設計・ソフトウェア開発に携わる重点企業及び①と②の条件を満たした企業が自社用設備とその付属技術・部品を輸入する場合が適用される。
- 「通知」では、2020年7月27日から2030年12月31日までに重大プロジェクトを請け負う企業は、3つの目録に定められた税金が免除できない商品を除き、未払い税金は、新設備を初めて輸入した後の6年間において、0%、20%、20%、20%、20%、20%の順で付加価値税を分割して納付することができる。

【構成(概要)】

「集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の発展促進のための輸入関税優遇政策に関する通知」
(財関税[2021]4号)

成立日:2021年3月16日、発表日:2021年3月29日

1. 輸入関税の免除:①製造プロセスが65nm(ナノメートル)以下の論理回路・メモリメーカー及び製造プロセスが0.25 μ m(マイクロメートル)以下の特殊技術を持つICメーカーが国内で生産できない、あるいは、性能が満足できる国産品がないことを条件とし、自社生産・研究開発用原材料・消耗品・浄化室専用建築材料・サポートシステム・国産(輸入)生産設備の部品を輸入する場合、②製造プロセスが0.5 μ m以下の化合物半導体メーカー及び先進パッケージ・テストに携わる企業が上述の同条件で、自社生産用原材料・消耗品を輸入する場合、③IC産業の重要な原材料・部品を生産する企業が上述の同条件で、自社生産用原材料・消耗品を輸入する場合、④フォトレジスト・フォトマスク及び8インチ以上のシリコンウェーハを生産する企業が上述の同条件で、浄化室専用建築材料・サポートシステム・国産(輸入)生産設備の部品を輸入する場合、⑤国家奨励のIC設計・ソフトウェア開発に携わる重点企業及び①と②の条件を満たした企業が自社用設備とその付属技術・部品を輸入する場合は、輸入関税が免除される。
2. 国内産業の発展趨勢や技術進歩の状況等に応じて、関係官庁(財政部・税関総署・税務総局等)が、本通知の第1条に示した特殊技術・重要な原材料・部品の種類を適宜に調整する。
3. 2020年7月27日から2030年12月31日までに重大プロジェクトを請け負う企業は、3つの目録^(注)に定められた税金が免除できない商品を除き、未払い税金は、新設備を初めて輸入した後の6年間において、0%、20%、20%、20%、20%、20%の順で付加価値税を分割して納付することができる。納付が完了した税金は還付しない。
4. IC・ソフトウェア産業の発展促進を目的とする輸入関連の税制優遇政策の管理弁法は、財政部・関税総署・税務総局と国家発展改革委員会・工業情報化部が共同で別途制定・発表する。
5. 本通知は、2020年7月27日から2030年12月31日までに実施する。第1陣の免税対象企業リストが発表された30日以内に、2020年7月27日にさかのぼって納付済の輸入関税が還付される。
6. 2021年4月1日から、4つの政策文書(財税[2002]136号、財税[2002]152号、財関税[2004]45号、財関税[2015]46号)が廃止となる。

(注) 3つの目録は、「免税ができない国内投資プロジェクトに関わる輸入商品目録」、「免税ができない外商投資プロジェクトに関わる輸入商品目録」、「免税ができない重大技術装備・製品目録」を指す。

* 中国語全文は、http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202103/t20210329_3677452.htm
から入手可能(2021年4月21日アクセス)

以上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。